「『着地型旅行商品販売促進事業』に係る企画提案」実施要領

1 趣旨

近年旅行形態が、募集型企画旅行等のパッケージ型及び職場等の団体旅行を中心とするものから、往復の交通機関と宿泊のみをパッケージとする予約(ダイナミックパッケージ等)形態を中心とする個人旅行へと変遷している。このため、旅行先における魅力ある着地型旅行商品を数多く造成することにより、新潟県をより魅力ある目的地として情報発信していく必要性が高まっている。

このことから、まずは旅行者にとって魅力ある多種多様な着地型旅行商品を数多く造成することを第一目標とし、次に旅行者に新潟県内の着地型旅行商品を情報発信するために著名なインターネット販売サイトへ数多くの着地型旅行商品を掲載し、ひいては新潟県内における観光消費額の増大を目指すことを最終目標とする。

この要領は、この目標を達成するために実施する本事業に係る委託業者を 選考するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

(1) 事業名

着地型旅行商品販売促進事業

(2) 業務内容

別添「『着地型旅行商品販売促進事業』に係る企画提案」仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和3年3月31日

3 見積金額の上限額

8,850 千円 (消費税及び地方消費税並びに契約締結に係る印紙税を含む)

- ※ この費用のうち、1,950 千円は専門コーディネーター派遣(別添「『着地型旅行商品販売促進事業』に係る企画提案」仕様書 2(1) イの(イ)) に充てるものとする。
- ※ この費用には、委託者との打ち合わせに要する費用及び企画提案に基づく委託業務の一切が含まれるものとする。

4 スケジュール

令和2年6月 4日(木) 公示(「にいがた観光ナビ」に掲載) 6月11日(木) 参加申込書及び質問書提出期限(17:00 必着) 6月16日(火) 質問回答提示

6月18日(木) 企画提案書提出期限(16:00 必着)

6月22日(月) 書類選考結果通知(予定)

6月25日(木) プレゼンテーション実施(午後)

6月26日(金) プレゼンテーション審査結果通知(予定)

(「にいがた観光ナビ」に掲載)

5 参加資格

(1) 個人又は法人単独による参加の場合

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当しない者であること。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生 手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条 の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生 法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づ く再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が 決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く)であ ること。
- ウ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 企業連合による参加

- ア 5(1)に掲げるすべての要件を満たす個人又は法人を含めて結成され た者であること。
- イ 企業連合を構成する者のいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

別添「参加申込書(様式1)」

(2) 提出期限

令和2年6月11日(木)17:00必着

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出

- ※ 当協会から、提出のあった<u>翌開庁日までに、「参加申込書」記載の</u> 担当者宛電子メールにより、「参加申込書」を受領した旨の連絡を行う ので、確認すること。
- ※ 電子メールにより提出する場合は、件名を「『着地型旅行商品販売促進事業』に係るプロポーザル参加申込」とすること。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

公益社団法人新潟県観光協会(担当:伊藤)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

Tel:025-280-5879

E-Mail:umasa@niigata-kankou.or.jp

7 質疑・回答

(1) 提出書類

別添「質問書(様式2)」による

(2) 提出期限

6(2)に同じ

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出

- ※ 当協会から、提出のあった<u>翌開庁日までに、「参加申込書」記載の</u> 担当者宛電子メールにより、「質問書」を受領した旨の連絡を行うので、 確認すること。
- ※ 電子メールにより提出する場合は、件名を「『着地型旅行商品販売促進事業』に係るプロポーザルの質問」とすること。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

6(5)に同じ

(6) 回答

令和2年6月16日(火)までに、参加表明書を提出したすべての者へ電子メールにより回答を提示する。あわせて、新潟県公式観光サイト「にいがた観光ナビ」(https://niigata-kankou.or.jp/)に回答を掲出する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。 また、質問の回答に対する再質問は受け付けない。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

別添「『着地型旅行商品販売促進事業』に係る企画提案」仕様書をふまえ、下記のア〜シの内容について、具体的な提案をすること。A4 用紙(A3 用紙の場合は、A4 サイズに折りたたむこと)とし、綴じ方は任意とする。なお、提案書の枚数制限はない。

- ア 本事業実施における定量的な目標値の設定及びその考え方 ※ 観光消費額増加に資する値とする。
- イ 新潟県内における着地型旅行商品の現状と課題
- ウ 魅力的な着地型旅行商品の造成・開発方法
- エ ワークショップ開催の枠組み、内容及び運営体制(実施方法や回数、講師等)
- オ 商品造成における事業者伴走型のサポート体制及び専門コーディネーター派遣の実施方法
- カ インターネット販売サイトにおける販売促進策
 - ※ 委託者が選定したインターネット販売サイトを明示すること
- キ 着地型旅行商品販売のための効果的な販売促進方法
- ク 次年度以降の事業の参考にする報告書の内容(想定している内容) ※ 利用者に関する提供可能な情報についての内容を含む。
- ケ 業務実施スケジュール
- コ 業務実施体制及び企業概要
- サ 他の類似業務の受託実績及び成果
- シ 見積書
 - ※ すべての経費についての内訳が分かるように、できるだけ具体 的に明記すること
- (2) 提出期限

令和2年6月18日(木)16:00必着

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出

(4) 提出先

6(5)に同じ

(5) 提出部数

10 部

9 受託事業者の選考方法

(1) 書類審査(第1次審査)

参加申込者が4者を超える場合は、企画提案書等により第1次審査を行

い、プレゼンテーションを行う者4者を選考する。この場合において、すべての企画提案書等を提出した者に対して第1次審査の結果を、令和2年6月22日(月)(予定)までに電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案書等に係るプレゼンテーションを下記のとおり実施する。プレゼンテーションに係る詳細事項は、「参加申込書(様式1)」に記載の担当者宛電子メールにより別途連絡する。

ア 開催日時・場所

令和2年6月25日(木)午後 新潟県庁付近(場所・時間は別途連絡する)

イ 持ち時間

45分(説明30分、質疑15分)

ウ順序

「参加申込書(様式1)」の受付順

エ その他

提出した企画提案書の内容に係るプレゼンテーションとし、追加の資料配布は認めない。パソコン(インターネット通信環境含む。)及びプロジェクターは必要に応じて参加者が持込むこと。なお、スクリーンはプレゼンテーション会場の広さに応じたものを当協会が用意する。

プレゼンテーションを欠席した者は、失格とする。

オ 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション内容に基づき提案内容について、 主に以下の点について審査し、総合的に最も優れた提案を行った者と次 点の者を決定し、その結果を「参加申込書」記載の担当者宛電子メールで 通知する。あわせて、「にいがた観光ナビ」にも掲載する。

審査内容については公表しない。また、審査結果の異議申立は受け付けない。

なお、提案内容に疑義のある場合は、「参加申込書」記載の担当者に対して個別に聞き取りをする場合がある。

(ア) 魅力ある着地型旅行商品の開発〔75%〕

- 事業実施にあたり、観光消費額の増大に資する適切かつ具体的な目標値が設定されているか。
- ・ ワークショップ開催の枠組み及び内容は、商品造成・磨き上げのために効果的なものであり、かつ運営体制(実施方法、回数及び講師実績等)は実現性の高いものであるか。
- ・ ワークショップ開催当日以外における、商品造成を行う事業者への サポート及び専門コーディネーター派遣の実施体制は十分に構築さ

れているか。

- ・ 過去に魅力ある着地型旅行商品の造成・磨き上げを行った必要かつ 十分な実績を有するか(他自治体及び観光協会並びに民間事業者からの委託による事業受託実績とその成果)
- ・ インターネット販売サイトへの掲載方法について、事業者への十分 なフォロー体制が構築されているか。
- 事業実施の報告書の内容は、次年度以降の着地型旅行商品の開発の 参考に資するために十分な事項が含まれているか。

(4) 販売促進策〔20%〕

- ・ 旅行意欲の喚起及び販売促進のために効果的な特集ページの企画 が行われているか。
- ・ 旅行商品の情報を購買意欲のある相手に届けるための効果的な販売促進策が提案されているか。

(ウ) 事業実施体制〔5%〕

- ・ 提案内容の確実な実施が見込める体制となっているか
- ・ 費用が予定価格以内であり、見積額が妥当なものか

10 契約の締結

当協会は、9の方法により選考した受託候補者と別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

最も優れた者との契約締結に向けた協議が整わない場合は、次点の者と契 約締結に係る協議を行うことがある。

11 各種書類の提出における留意事項

郵送事故又は電子メールの不具合等により期限までに各種書類の到達がされなかった場合において、当協会はその責任を負わない。

このため、各種書類を郵送又は電子メールによる提出の場合は、12 問合せ 先宛に電話等により各種書類の到達確認をすることを推奨する。

12 問合せ先

公益社団法人新潟県観光協会(担当:伊藤)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

Tel:025-280-5879

E-Mail:umasa@niigata-kankou.or.jp

『着地型旅行商品販売促進事業』に係る企画提案」仕様書

1 事業目的

旅行者にとって魅力ある(「売れる」)多種多様な着地型旅行商品を数多く造成し、その販売体制の構築および情報発信による販売促進を行うことにより、 新潟県への旅行客の誘客促進並びに県内における観光消費額の増大を図る。

2 委託業務内容

(1) 魅力ある着地型旅行商品の造成

ア ワークショップの開催

- (ア) 新規に着地型旅行商品を造成する事業者のための入門版ワークショップ(以下「WS」という。)を県内3か所(それぞれ1回程度を目安)において開催し、受託者の考える魅力ある(「売れる」)商品の造成方法について伝授すること
- (イ) 着地型旅行商品の質の向上及び同種の事業者間ネットワークづくりを目的とした WS を、受託者の考える枠組みで6回以上(テーマごとに事業者を振り分けるなどして3テーマそれぞれ2回程度を目安に)開催すること
- ※ WS は、委託費の上限価格の範囲内において、受託者が考える必要かつ十分な実施個所数及び回数を実施すること。
- ※ WS 開催に係る会場借上費及び講師派遣費用も委託費用に含まれる。

イ 商品造成におけるサポート

- (ア) WS 当日以外においても、商品を造成した事業者に対して、必要かつ 十分なサポートをすること(<u>事業者伴走型</u>)。
- (4) 体験商品を実施する事業者からの要請に応じて、商品の磨き上げを目的に専門コーディネーターを事業者へ派遣すること。ただし、派遣費用の2分の1は事業者負担とすること。

ウ インターネット販売サイトへの掲載

(ア) WS により造成した着地型旅行商品について、受託者の選定する着地型旅行商品を数多く販売するインターネット販売サイト(以下「web 販売ページ」という。)への掲載方法等について観光事業者に対して十分なサポートをすること

なお、観光事業者の希望する任意の web 販売ページ(受託者が運営するものの他、他事業者や観光事業者自身の運営するもの)における販売も可能とすること

※ 受託者が選定する web 販売ページ以外の web サイトへの掲載方法に

係るサポートは不要であるが、販売方法(チャンネル)の選択については、事業者の任意選択によるものとすること

(2) 着地型旅行商品の販売促進

- ア web 販売ページにおいて、新潟県内の着地型旅行商品を特集するページ (以下「特集ページ」という。)を作成し、web 販売ページを閲覧した者 に対して、新潟県への旅行意欲を喚起させるような着地型旅行商品の販 売促進を講じること
 - ※ 軽微な修正については、特集ページの管理者が行うことが望ましいが、修正権限(CMS ソフトによる更新権限等)を当協会に付与することにより、当協会が修正対応することも可とする。
- イ その他任意の媒体で、造成された着地型旅行商品の情報が、購買意欲の ある相手に届く効果的な販売促進策を講じること。委託費の上限価格の 範囲内において受託者が有効と考える方法とする。

(3) 着地型旅行商品の造成結果の報告

- ア WS の参加者に対して、アンケート等を実施し、受託者において、その 結果を分析すること。その結果を用いて、次年度以降の商品開発及び磨き 上げの参考となる報告書を作成すること
- イ 着地型旅行商品の利用者による口コミ等の商品に関する情報収集を行い、受託者において、その結果を分析すること。その結果を用いて、次年 度以降の商品開発及び磨き上げの参考となる報告書を作成すること
- ウ web 販売ページから予約を行った着地型旅行商品利用者の属性及び受 託者が提供可能な利用者に関する情報についての報告書を作成すること

3 委託期間

契約日から令和3年3月31日まで

4 成果品

以下の内容を記載した業務実績報告書及び添付資料を成果品として提出すること。

(1) 委託業務の実績

- ※ 実施状況が分かる資料(写真や成果品等)を添付すること。
- (2) 委託業務実施の効果の分析(各種報告書を含む)
- (3) web 特集ページ等の販売促進物(各種広報物)
 - ※ 本業務で作成した広報物(掲載紙等)は、原則としてその現物を提出すること。

なお、掲載媒体の性質上現物により難い場合は、当協会と協議のうえ 省略できることがある。

5 その他

委託業務の実施に当たっては、当協会と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。

また、WS 等の実施が難しい場合など、状況に応じて商品化支援の方法について当協会と協議しながら進めること。

なお、販売促進策の具体的内容については、企画提案内容を基本とするが、 受託候補者と当協会による協議により最終決定するものとする。